

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」ヒアリング

2022. 10. 12

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

1) 実演芸術団体の構造と活動の特徴～中心は自主的に創設し活動

- ・ 芸団協の構成
演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能、スタッフの 70 団体
＝分野の統括団体（専門職能団体）それぞれの会員は実演家個人か創造団体
移行は一般法人と二分、新たな法人化も一般法人
- ・ 創造団体等の構成 約 2000 団体
劇団、オーケストラ、舞踊団等の公演、企画制作団体等
音楽、舞踊、伝統芸能系は財団法人が多く公益移行、新規は一般法人へ
- ・ 事業は芸術鑑賞・体験機会の提供とその収入が主な財源
－作品評価、補助金成否、自然災害、経済状況での年ごとの収入変動
－正味財産は少なく事業収入を中心に組織継続、余裕ない特定費用準備費用
－実演芸術の性質上所得不足が発生、社会的な支援が必要な準公共財
－もともと収支相償には疑念、変化に必要な活動継続資金－遊休財産？

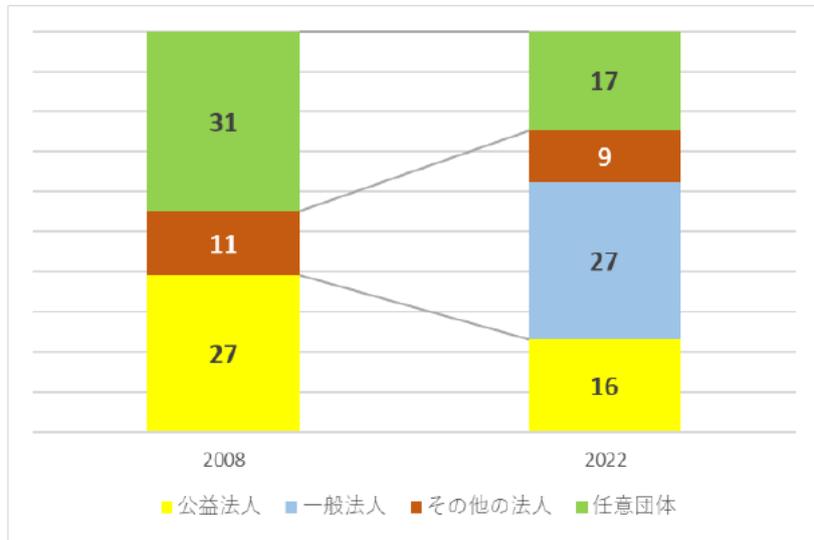
2) コロナ禍で顕在化した課題、そして緊急時で起こった現実

- 移行後の収支相償の厳しい指導－正味財産は増加せず
収入変動による借入金発生と正味財産 300 万円規定
事例：収入減による寄付金－収支相償の指導
収入減による借入金－返済は公益目的実施費用に該当しない

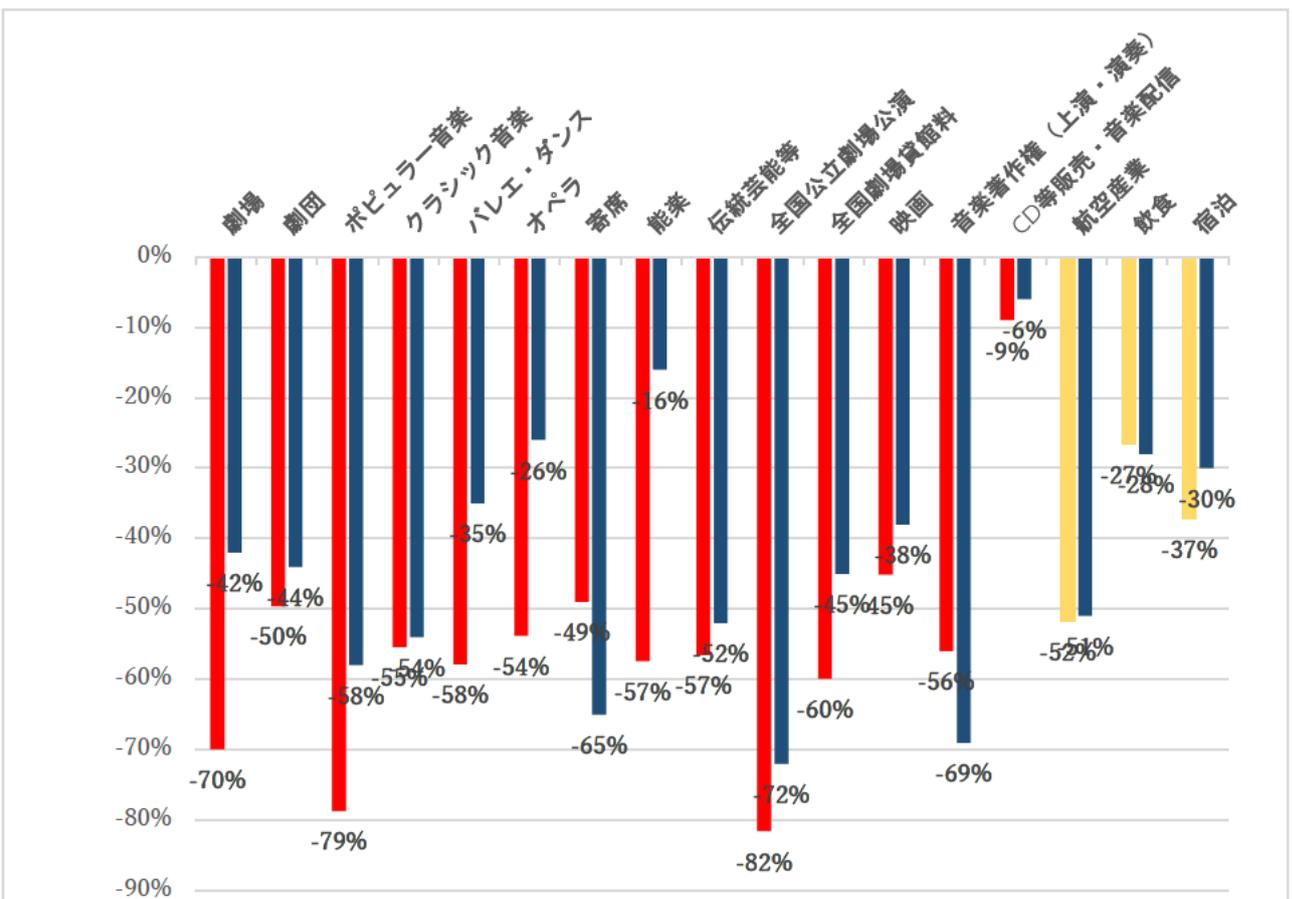
3) 公益法人改革の趣旨は、規制の強化だけでなく、民による公益の増進

- ・ 制度上の問題点
認定法第 14 条 収入と費用 義務規定
指導監督基準に「営利企業との競合論」、運営はそもそも「会費」か「財産」
- ・ 国民生活の向上のために文化芸術活動に適った公益法人制度の改革を
不特定多数への芸術提供を中心とする事業型公益法人の運用基準を別枠で
文化芸術は営利と非営利が共存し、それぞれが相互依存－競合論は無意味
芸術団体の創設、継続と成長、発展など文化芸術セクターの拡大は多様な国民
ニーズの充足、生活の質の向上、社会の無形文化的資産の増大に寄与

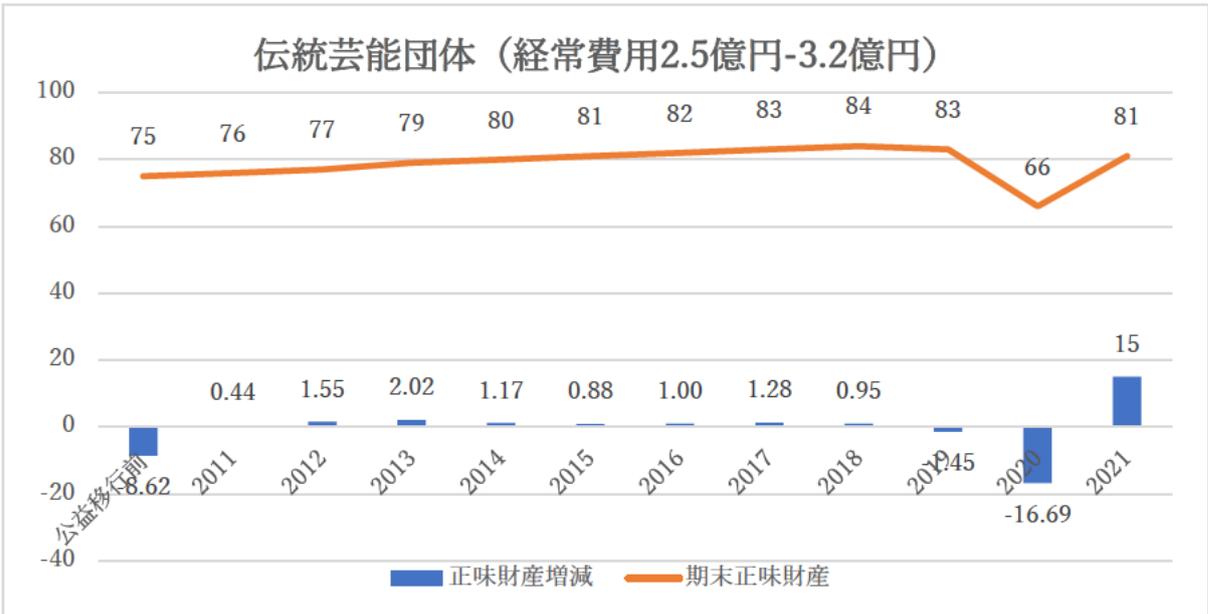
■ 芸団協社員の法人格の変化 2008—2022



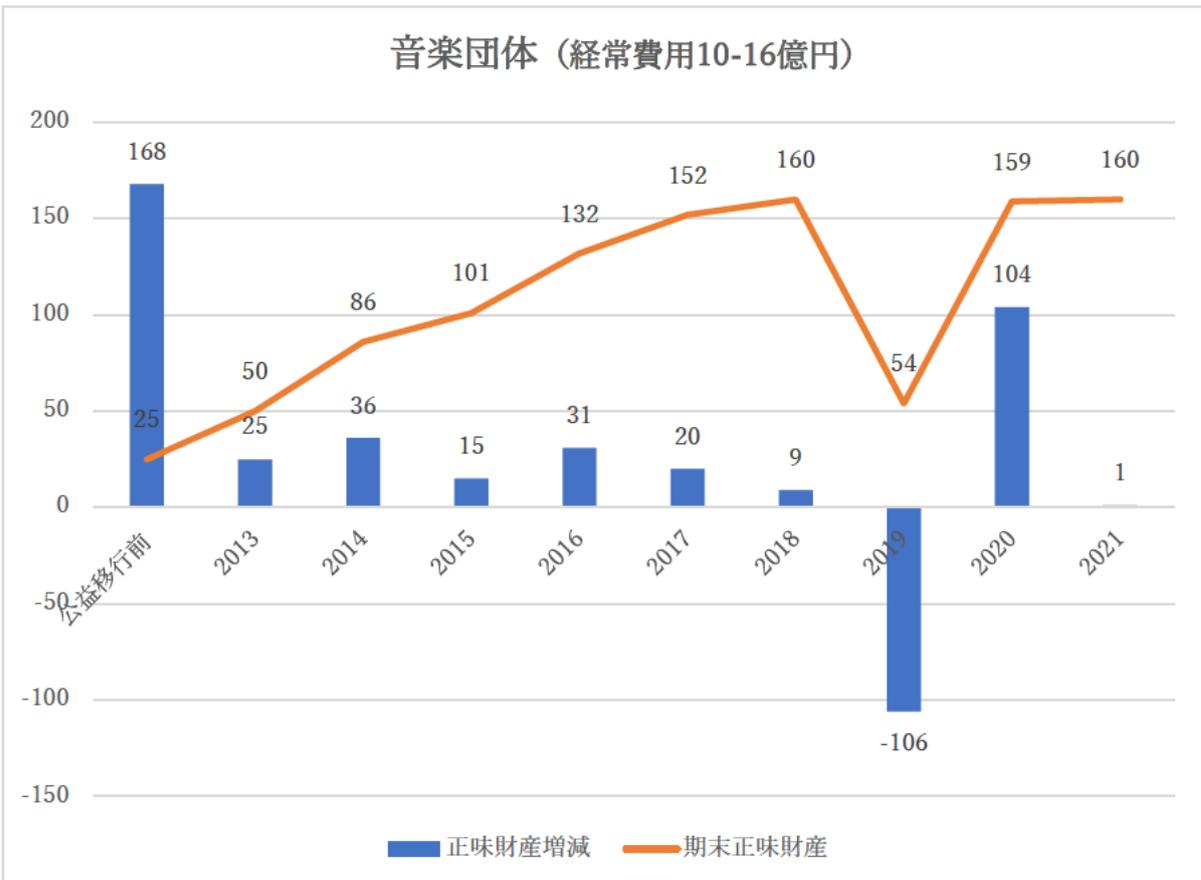
■ コロナ禍による芸術活動への影響



■ 公益移行後の正味財産増減と期末正味財産、遊休財産の推移



* 遊休財産額の公益目的事業費用に占める割合：21%～37%



* 遊休財産額の公益目的事業費用に占める割合：2%～15%